

就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

記入例

令和 5 年 4 月 1 5 日提出

| | | | |
|-------------------|--------------------------|-------|------------|
| 事業所・施設名 | 就労支援センターまるはち | 指定年月日 | 平成28年10月1日 |
| 異動区分 (該当の番号に○) | 1 新規 2 継続 3 変更 | | |
| 適用年月日 | 令和 5 年 4 月 1 日 | | |

| | | | | | |
|-------------------|---|------------|----------------------|---|---------------------|
| 定員区分 (該当の番号に○) | 1 | 21人以上40人以下 | 就労定着率区分 (該当の番号に○) | 1 | 就職後6月以上定着率が5割以上 |
| | 2 | 41人以上60人以下 | | 2 | 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 |
| | 3 | 61人以上80人以下 | | 3 | 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 |
| | 4 | 81人以上 | | 4 | 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 |
| | 5 | 20人以下 | | 5 | 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 |
| | | | | 6 | 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 |
| | | | | 7 | 就職後6月以上定着率が0 |
| | | | | 8 | なし(経過措置対象) (区分3と同じ) |

(原則: 新規及び指定から24月を経過していない場合)

| | | | | | |
|--|-------|-------------|-------|-------------|-------------------------------|
| 前年度及び前々年度の就職後6月以上定着者の状況 →各月の前に年を記入すること。 | 前々年度 | 就職後6月以上定着者数 | 前年度 | 就職後6月以上定着者数 | ←別紙46-2に基づき、6月に達した者の数を月別に記入する |
| | 3年4月 | | 4年4月 | | |
| | 3年5月 | | 4年5月 | | |
| | 3年6月 | | 4年6月 | 2 | |
| | 3年7月 | | 4年7月 | | |
| | 3年8月 | | 4年8月 | | |
| | 3年9月 | 3 | 4年9月 | 3 | |
| | 3年10月 | | 4年10月 | | |
| | 3年11月 | 2 | 4年11月 | | |
| | 3年12月 | 1 | 4年12月 | 1 | |
| | 4年1月 | | 5年1月 | | |
| | 4年2月 | | 5年2月 | | |
| | 4年3月 | 3 | 5年3月 | | |
| | 合計 | 9 人 | 合計 | 6 人 | |

| | |
|--------|---|
| 定着者合計数 | |
| 15 | 人 |

÷

| | |
|-----------------------|---|
| 前年度及び前々年度の 利用定員合計数 | |
| 40 | 人 |

||

| | |
|-------|---|
| 就労定着率 | |
| 38 | % |

太枠内には計算式が入力してあります

小数点以下切り捨て

- 注1 就職後6月以上定着者とは、就労移行支援等を受けた後、就労し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者という。)をいい、前年度及び前々年度の実績を記載すること(就労とは企業等に就労した者で就労継続支援A型事業所への移行は除くこと。)
- 注2 平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となることから、平成29年度の実績に含まれることとなる。
- 注3 就労定着率区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから2年間を経過していない事業所が選択する。ただし、指定を受けた日から2年目において、前年度(年度途中で指定を受けた事業所の場合は前年(1か月目から12か月目まで)と読み替える。)の就労定着者の割合が100分の40以上となる場合は、前年度(前年)の実績に応じた区分とすることができる。
また、指定から24か月を経過した事業所は、前々年度及び前年度の実績に基づく区分への変更を届け出ること。この場合、年度途中で指定を受けた事業所は「前々年度」を「前々年(1か月目から12か月目まで)」と、「前年度」を前年(12か月目から24か月目まで)と読み替え、変更後の区分は変更した年度の年度末まで適用される。なお、指定から3か月目のみ、前々年度(前々年)の就労定着者数を定員の100分の30とすることができる。
- 注4 就労定着者の状況は、「就労定着者の状況(就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)」(別紙46-2)を提出すること。
- 注5 年度途中で定員変更した場合は、12月の延べ定員数÷12の数(小数点以下四捨五入)を当該年度の定員とすること。
- 注6 「異動区分」欄については、就労定着率区分に変更がないときは「2 継続」に、変更があるときは「3 変更」に○を付すこと。